

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和 7 年度球磨川人吉地区景観検討及び護岸設計業務
業 務 概 要	計画準備 1 式、資料収集整理 1 式、現地踏査 1 式、青井地区景観検討及び護岸設計 1 式、城見庭園地区景観検討及び護岸設計 1 式、景観検討 1 式、関係機関協議への参加及び資料作成 1 式、詳細設計照査要領に基づく照査 1 式、報告書作成 1 式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己 熊本県八代市萩原町 1 丁目 7 0 8 - 2
契 約 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 0 日
契 約 業 者 名	九州建設コンサルタント（株）
契 約 業 者 の 住 所	大分県大分市大字曲 9 3 6 - 1
契 約 金 額	2 0 , 0 2 0 , 0 0 0 円（税込み）
予 定 価 格	2 0 , 0 2 0 , 0 0 0 円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	八代河川国道事務所
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間（自）	令和 7 年 8 月 2 1 日
履 行 期 間（至）	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考	

契約理由書

1. 業務件名 令和7年度球磨川人吉地区景観検討及び護岸設計業務

2. 履行場所 八代河川国道事務所管内

3. 契約の相手方 住 所：大分県大分市大字曲 936 番地 1
会社名：九州建設コンサルタント株式会社
電 話：097-569-9595

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、球磨川人吉地区かわまちづくり計画について基づき、青井地区及び城見庭園地区における景観検討及び護岸設計を行うものである。

2) 業務の内容

計画準備	1 式
資料収集整理	1 式
現地踏査	1 式
青井地区景観検討及び護岸設計	1 式
城見庭園整備景観検討及び護岸設計	1 式
景観検討	1 式
関係機関協議への参加及び資料作成	1 式
詳細設計照査要領に基づく照査	1 式
報告書作成	1 式

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者以上あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を31者が入手（ダウンロード）し、2者から参加表明書及び技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマの「人吉市かわまちづくりの全体計画等をふまえた景観、利活用、事業スケジュールを考慮した護岸等の設計に関する留意点」に係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」における目的、条件、内容が的確に記載されていること、「実施手順」における実施フローの工夫、工程計画の工夫が記載されていること、「その他」有益な代替案、重要事項の指摘が記載されていること、及び評価テーマの「人吉市かわまちづくりの全体計画等をふまえた景観、利活用、事業スケジュールを考慮した護岸等の設計に関する留意点」に対する技術提案について、与条件との整合性が高く、着眼点、問題点、解決方法等が理論的に整理され、説得力があり、提案を裏付ける内容が十分に示されており、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

八代河川国道事務所 流域治水課長